

# 防集移転元地等の活用に関する事例集 (追加版)

平成29年6月 復興庁

○ 防災集団移転促進事業の移転元地等の利活用について、以下のような取組事例も進められています。  
 ○ これらの事例は、他の津波被災地においても参考となると考えられるので、平成27年1月に公表した事例に追加して、紹介することとしました。

※なお、本事例集については、市町村に対し、元地エリア内の未利用地の縮減に向けた検討を求めているものではなく、また、当面利活用しないという方針を否定するものでもありません。

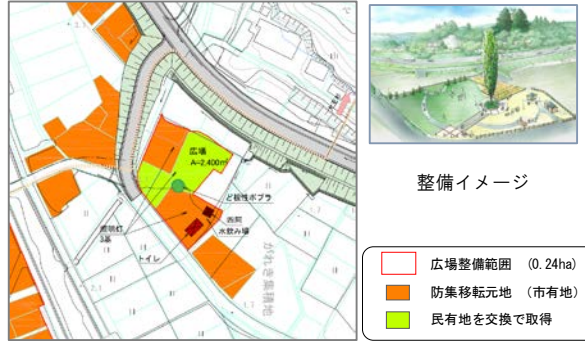
土地利用の方向性	事例【H29.6追加版】	事例【H27.1掲載】
被災以前からのなりわい（農業、漁業、商工業等）の再生	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁業従事者のための資材置場、網置場、干場等整備（大船渡市、P.4）</li> <li>・ 農地整備（南三陸町、P.5）</li> <li>・ 大区画の農地及び農業用施設等（岩沼市、P.5）</li> </ul>
住宅が高台移転した後のコミュニティの維持・強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地交換によるコミュニティ広場整備（大船渡市、P.4）</li> <li>・ 動物を活用した交流・いきがいつくりの場の整備（岩沼市、P.7）</li> <li>・ コミュニティガーデンづくり（石巻市、P.8）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市公園の整備（東松島市、P.3）</li> <li>・ 広場整備（石巻市、P.6）</li> </ul>
雇用創出等による地域活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間事業者による農業施設整備（東松島市、P.9）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商業用地・水産加工業用地整備（山田町、P.4）</li> </ul>
被災の追悼・伝承、復興の祈念を目的とした公園・広場や展示施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市公園の整備（岩沼市、P.13）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 追悼・鎮魂の場の整備（南三陸町、P.6）</li> </ul>
公有地と私有地の交換による集約まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公有地集約による産業用地整備（大船渡市、P.6）</li> <li>・ 土地の集約による産業用地整備（名取市・岩沼市、P.10、11）</li> <li>・ 土地の集約による公園整備（亶理町、P.12）</li> </ul>	—
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交換税制を活用した復興事業用地の確保（大船渡市・陸前高田市、P.5）</li> </ul>	—

## ○土地の交換により土地を整形化した取組

移転元地等の交換税制※を活用しピンポイントに土地を交換することで、飛び地を集約し土地の整形化を図る事例です。

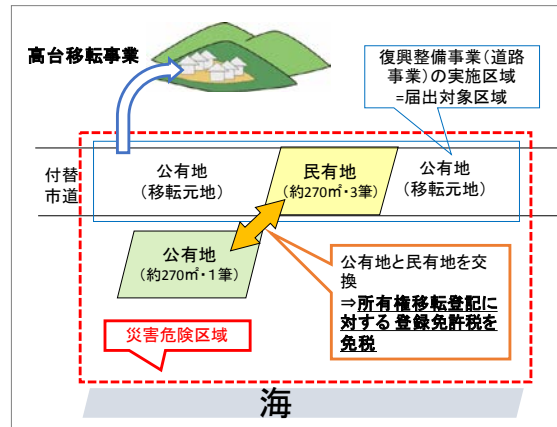
### 【大船渡市】

市が追加的に土地を取得するのではなく、コミュニティ広場として土地を整形化するため必要な用地（私有地）と事業区域外の土地（公有地）を交換（事例集4ページ）



### 【陸前高田市】

道路事業に必要な用地（私有地）を事業区域外の土地（公有地）と交換することで追加的な負担なく確保し、保有する防集元地を有効活用（事例集5ページ）



※移転元地と私有地がモザイク状に存在する元地エリアにおいて、事業区域内の私有地と区域外の移転元地等の公有地との交換により必要な用地を確保する場合、私有地所有者に課税される所有権移転登記に関する登録免許税（国税）と不動産取得税（県税）が免税されます。

事例の詳細は次ページ以降をご参照ください。

※H27.1に公表した事例集は以下のURLで公表しています。

[http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-15/20150116\\_motochi\\_jireisyu\\_2.pdf](http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-15/20150116_motochi_jireisyu_2.pdf)

## ○将来の公共施設管理コスト縮減につながる取組

モザイク状に点在する各私有地に接続する区画道路等をすべて復旧するのではなく、道路等を廃止し基盤整備事業の縮減を図る事例です。

### 【大船渡市】

市が道路や公園を廃止し、ガレキ撤去、敷き均しなどの必要最小限の基盤整備を実施（企業に貸付予定）（事例集6ページ）



住宅団地跡  
(多数の移転元地)

↓

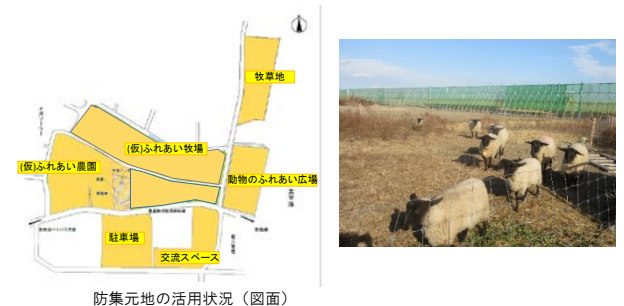
道路や公園を廃止し  
産業用地として活用

## ○多様な主体による空地の整備・管理の取組

整備にあたって、地域住民の協力を含む多様な財源・負担により必要最小限の整備で空地のまま管理する事例です。

### 【岩沼市】

羊の放牧地、農地等を地域住民協力のもと整備・管理（事例集7ページ）



## 土地を交換し、コミュニティ広場として整備（岩手県大船渡市）

### 【概要】

- 移転元地と交換により取得した民有地を集約し、地区のコミュニティ活動のための広場を、復興交付金効果促進事業を活用し整備予定。

### 【背景】

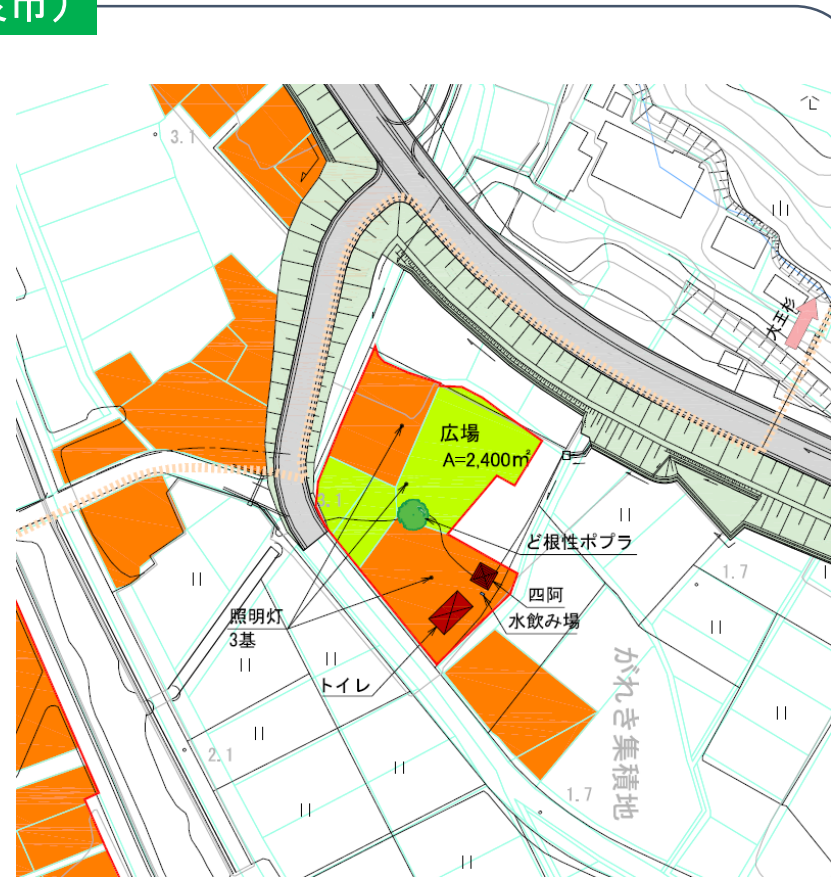
- 従前のコミュニティが分散してしまったことから、地域住民が集まり交流する場の創出が求められ、市が策定する土地利用計画に位置づけた。（復興交付金効果促進事業を活用）
- 津波に耐え、今もなお元気に自生し復興へのシンボルとなっているポプラの木（通称、ど根性ポプラ）の周囲を広場として整備。



現況



整備イメージ



- 広場整備範囲 (0.24ha)
- 防集移転元地 (市有地)
- 民有地を交換で取得



## 交換税制を活用し、移転元地を集約(岩手県陸前高田市・大船渡市)

### 【概要】

- 事業等に必要な土地を交換で確保するにあたって、民有地所有者に課税される所有権移転登記に関する登録免許税(国税)と不動産取得税(県税)の免税措置を活用することにより地権者の負担を軽減

#### 【陸前高田市】

- ・ 付替が必要となる市道の必要な道路事業用地(民有地)と事業区域外の土地(公有地)を交換

付替市道必要用地(民有地)面積(交換元地)  
約270㎡(3筆)

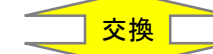


事業区域外の土地(公有地)面積(交換先地)  
約270㎡(1筆)

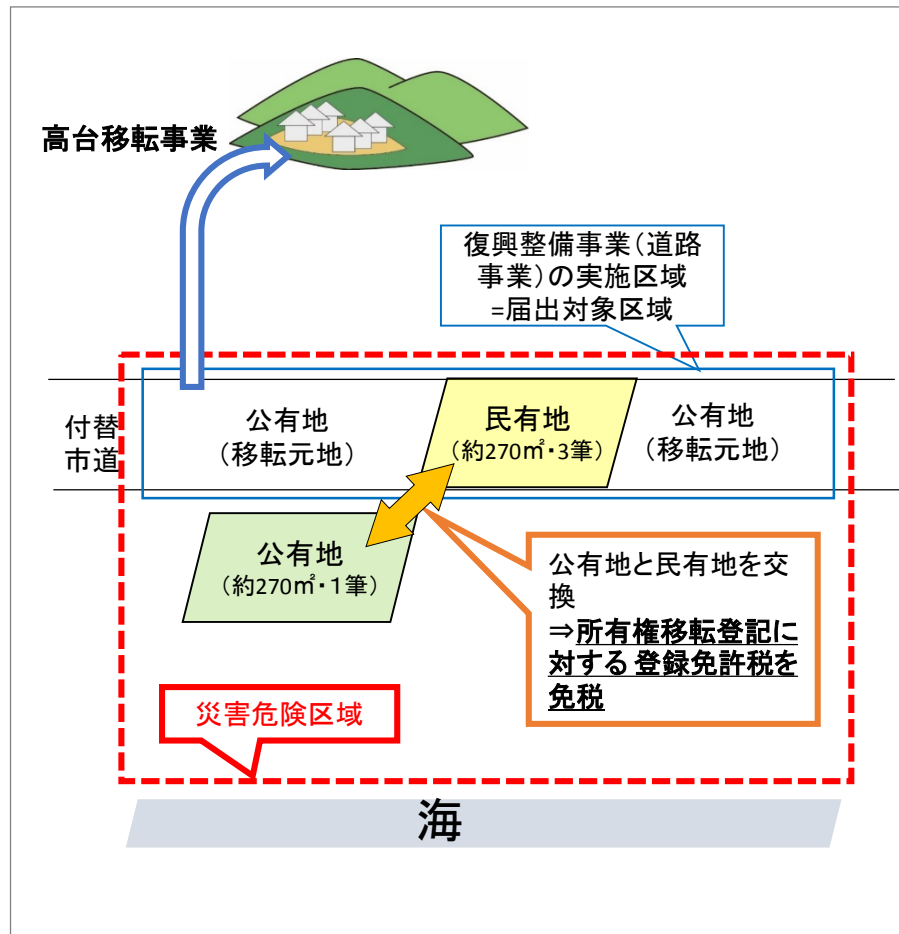
#### 【大船渡市】

- ・ 整地等を行う水産用地整備の必要用地(民有地)と事業区域外の土地(公有地)の交換
- ・ 元地を漁業集落防災機能強化事業用地で活用

水産用地の必要用地(民有地)面積(交換元地)  
約1,360㎡(3筆)



事業区域外の土地(公有地)面積(交換先地)  
約1,340㎡(2筆)



陸前高田市の事例  
(イメージ図)

※ 不動産取得税(県税)の減免は被災3県で条例で措置されています。

## 公有地を集約し、産業用地を整備（岩手県大船渡市）

### 【概要】

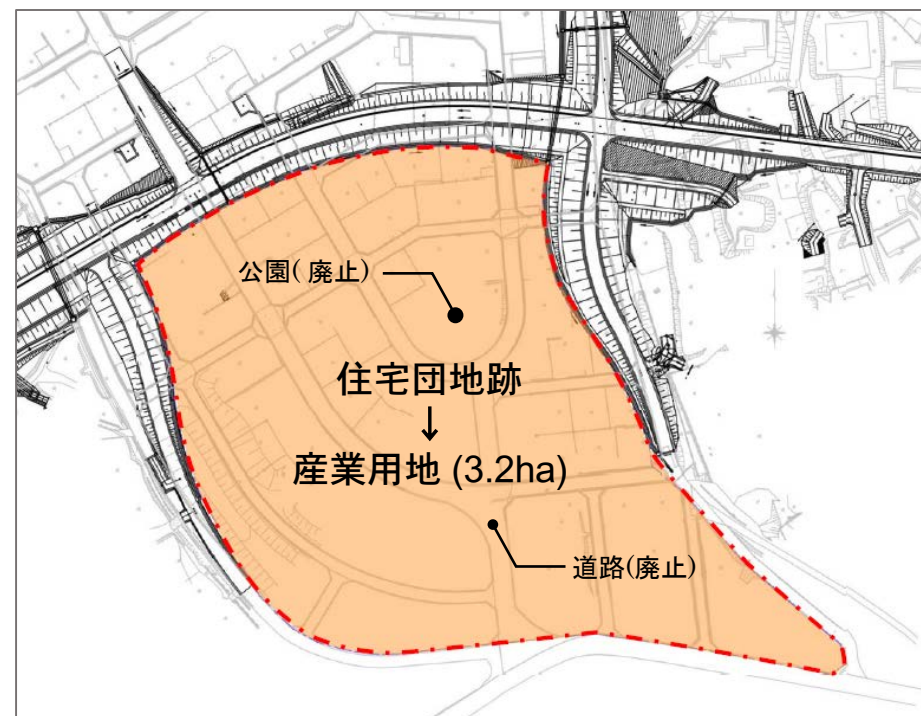
- 防集移転元地等の活用の他、道路や公園の廃止等により土地を集約し、3.2haの産業用地を整備予定。
- 市は復興交付金効果促進事業を活用し土地の集約と整地までを行い、企業に貸し付け予定。

### 【背景】

- 防集移転元地が比較的連担し、まとまった土地を確保することが可能だった。
- 企業の進出意向を把握し、市が策定する土地利用計画に位置づけた。（復興交付金効果促進事業を活用）



現況（現在は土砂仮置場）



住宅団地跡（多数の移転元地）



道路や公園を廃止し産業用地として活用。

## 動物を活用した交流・いきがづくり事業用地として整備(宮城県岩沼市)

### 【概要】

- 市が事業主体として、移転元地等に放牧場、農園等を地域住民協力のもと整備し(約3.8ha)、動物とのふれあいによる被災者の心のケアや多世代交流拠点を核とした地域コミュニティづくりを行う。
- 地方創生加速化交付金等を活用し農園等を整備。

### 【背景】

- 震災による生活環境の変化により、心的ストレスを抱えている被災者への心のケアの必要があったため。



防集元地の活用状況(図面)



防集跡地の活用状況(写真)



## コミュニティ活動維持のためのガーデンづくり(宮城県石巻市)

### 【概要】

- 津波被災跡地において、地域住民が主体となってコミュニティガーデンを整備
- 広大な低平地の中でのポイント的に土地を利用
- ガーデン内の活動を通じ、被災者の心の復興にも寄与している。(「心の復興」事業を活用)

### 【背景】

- 被災された住民が、自ら立ち上げた復興プロジェクト



コミュニティガーデン (整備前)



コミュニティガーデン (整備後)



## 農業施設として整備(宮城県東松島市)

### 【概要】

- 民間事業者が事業主体となり、農園施設(約3ha)を平成29年に開所予定。
- ブルーベリー、トマト、サツマイモ等塩害への耐性が強い作物を栽培予定。将来的に観光農園とする構想あり。
- 市が災害等廃棄物処理事業費国庫補助金(環境省)を活用し残存物撤去を行ったのち、移転元地を事業主体に10年間無償で貸与。
- 民間事業者が土地、施設の整備を行う。

### 【背景】

- 民間事業者が農業に適した土地を探していたところ、移転元地等の活用を検討していた東松島市が候補に挙がった。

### 【施設概要】

総面積 28,558.86㎡

管理棟 676㎡ 倉庫作業棟 714㎡

鉄骨ビニールハウス768㎡ 駐車場 27台



活用後(イメージパース)



活用前(写真)

## 公有地を集約し、産業用地として整備（宮城県名取市）

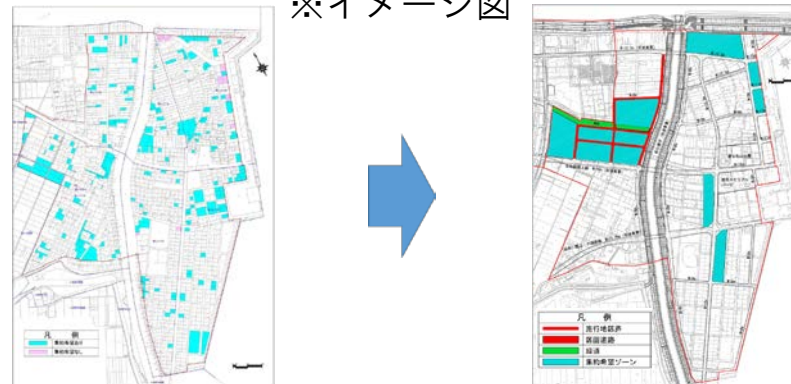
### 【概要】

- 土地区画整理事業(集約整序型)の活用により産業用地等を整備。
- 地区内に点在する民有地を集約し、接道条件を満たす必要最低限のインフラ整備及びアクセス道路等を整備。
- 一団地として公有地管理が可能となり、管理コストの削減を見込む。
- 全体区域約58haのうち、土地利用の見込める民有地約6haを集約し、道路整備するため、復興交付金の基幹事業、効果促進事業を活用。
- 市の方針では、全体区域約58haの土地利用計画において、道路や公園を除いた41haのうち6割程度の区域を産業用地として企業誘致に取り組む予定。

### 【背景】

- 震災前より事業を行っていた地権者が、早期に土地活用できる環境を要望。
- 民有地における移動集約、原位置換地の意向調査及び個別ヒアリングにより要望を聴取。
- 地域の生業、賑わいの再生のため、先行する区画整理と連続した職住近接のまちの再生を名取市が検討。

※イメージ図



希望の換地先へ集約移動

移転元地の集約イメージ



防集跡地の現状（写真） 撮影：(株)アドステージ

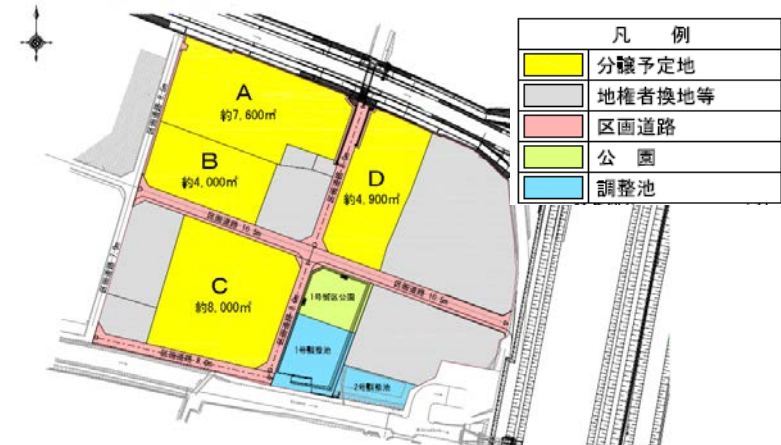
## 公有地を集約し、企業用地として整備（宮城県岩沼市）

### 【概要】

- 市が事業主体として、土地区画整理事業を活用し、被災事業者の現地再建および移転元地等の集約による街区の再編を行い、新たな産業集積地区として整備（約5.6ha）するとともに、被災地における雇用確保と産業の復興を推進。

### 【背景】

- 仙台空港や東部道路の近くに位置することから、交通等の利便性が良く、また、仙台空港の民営化により着陸料低減や就航路線の拡大が期待される事で企業の進出希望が高い地区。
- 企業へのヒアリング等により、進出意向を把握し、土地利用計画を策定。（防災集団移転促進事業の効果促進事業を活用）



防集跡地の活用事例（図面）



防集跡地の現状（写真）



## 公有地を集約し、都市公園として整備（宮城県亘理町）

### 【概要】

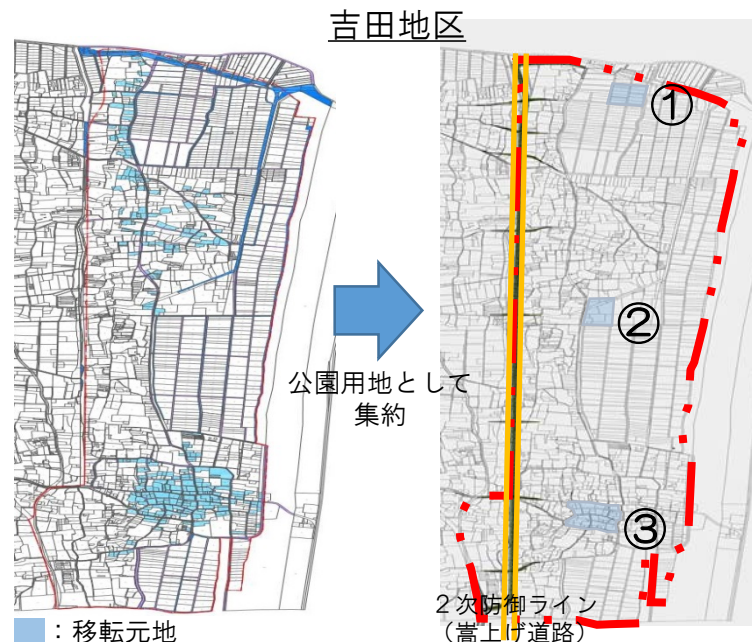
- 農山漁村地域復興基盤総合整備事業(復興交付金)を活用し、ほ場を整備するとともに、モザイク状に点在する移転元地を土地改良換地制度により防災公園用地として集約。
- 集約した用地を津波に対する緊急避難地として、築山(T.P.9m)を備えた防災公園4箇所(約12.7ha)を、都市公園事業(復興交付金)を活用して整備。
- 築山頂上には、テントとソーラー照明を備えた防災用四阿を設置。

### 【背景】

- 津波に対する安全安心の確保策として、「減災」の基本方針を亘理町震災復興計画で採用。嵩上げ道路以西への避難を原則とするが、逃げ遅れた避難者の生命確保のため、一時的な避難可能策を実施する必要。



大畑浜南防災公園



## 震災メモリアル公園(都市公園)として整備(宮城県岩沼市)

### 【概要】

- 旧集落跡地で、避難築山を備えた震災メモリアル公園(44.9ha)を復興交付金の基幹事業である都市公園事業及び効果促進事業等を活用して整備。
- 築山には再生可能な震災ガレキを活用し、築山頂上にはテントを備えた防災四阿、防災グッズを収納し、非常時にかまどとして使用可能な防災ベンチ、ソーラー照明を設置。

### 【背景】

- 岩沼市の復興のシンボルとして位置づけ。
- 震災遺構の保存や寄付金による慰霊碑の設置、再生可能な震災ガレキを活用した避難丘の築造等により、震災の記憶や教訓を後世に伝える。
- 防災教育の場として、国内外に発信し、交流活動の拠点としていく。



防集跡地の活用状況(写真)



①、④、⑥、⑨、⑪の避難築山については復興交付金以外の財源で整備(一部は予定)。

防集跡地の活用状況(図面)

## 市町村の事例等

### 企業用地の整備(宮城県名取市等)

#### 土地区画整理事業【国土交通省】

(概要) 換地手法による土地の再配置、減歩による公共用地の確保と整備

(事業主体・支援対象) 県・市町村・組合等

(要件) 都市計画区域内であること等

(支援措置) 復興交付金

(交付対象(限度額)) 公共施設整備費(用地費相当額含む)等

(交付率) 3/4 ※特別交付税により事業主体の負担なし

(その他の支援措置) 換地手法による土地の交換・分合については、土地所有者に対し非課税(不動産所得税、所得税等)

(問合せ先) 事業について : 国土交通省 都市局 市街地整備課

復興交付金について : 復興庁 交付金班

### 企業用地の整備(岩手県大船渡市)

#### 復興交付金効果促進事業【復興庁】

(概要) 基幹事業と一体となって、効果を増大させるために必要な事業等を支援

(事業主体・支援対象) 県、市町村

(要件) 規模、施設内容、公有地(防集移転元地等)の活用等、適切な計画であること、復興まちづくりの観点からの復興計画との整合性、公募により募集する利用企業の進出見込み等

(支援措置) 復興交付金

(交付対象) 土地の集約と整地(大船渡市の紹介事例の場合)

(交付率) 4/5 ※一部事業主体負担あり、特別交付税措置あり

(問合せ先) 復興庁 交付金班



## 市町村の事例等

## 活用した事業手法、関連する事業手法の概要

(参考)

その他、企業の立地に当たって活用できる事業手法

### ふくしま産業復興企業立地支援事業【福島県】

(概要) 福島県内における製造業等の設備の整備等の費用を補助

(事業主体・支援対象) 民間企業

(要件) 福島県内への立地。固定投下資産額: 1億円以上(新規地元雇用者数5人以上)等

(補助対象) 建屋建設を伴わない機械設備の設置等 (補助率) 3/4以内

(問合せ先) 福島県商工労働部 企業立地課

(参考)

その他、企業の立地に当たって活用できる事業手法

### 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金【経産省】

(概要) 製造業等の施設及び設備の整備、土地の取得等の費用を補助

(事業主体・支援対象) 民間企業

(要件) 青森県・岩手県・宮城県・茨城県内の津波浸水地域を含む自治体、福島県への立地(避難指示解除区域等を除く)。

投下固定資産額: 5千万円以上(新規地元雇用者数3人以上)等

(交付対象) 施設及び設備の整備費、土地の取得費等 (補助率) 1/2以内

(問合せ先) 「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」事務局(みずほ情報総研株式会社)

(参考)

その他、企業の立地に当たって活用できる事業手法

### 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金【経産省】

(概要) 製造業、卸・小売業等の施設及び設備の整備、土地の取得等の費用を補助

(事業主体・支援対象) 民間企業

(要件) 福島県の避難指示区域等への立地。

投下固定資産額: 工場等 5千万円以上(新規地元雇用者数3人以上)

店舗等 3千万円以上(新規地元雇用者数2人以上)等

(交付対象) 施設及び設備の整備費、土地の取得費等 (補助率) 3/4以内

(問合せ先) 「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」事務局(みずほ情報総研株式会社)

(参考)

その他、企業の復旧に当たって活用できる事業手法

### グループ補助金【岩手県、宮城県、福島県】

(概要) 地域経済の核となる中小企業等グループが作成した復興事業計画に基づく施設・設備の復旧等を行う場合に、その復旧費用を補助

(事業主体・支援対象) 被災中小企業、商店街振興組合、まちづくり会社等

(要件)【地域】岩手県、宮城県、福島県における津波浸水地域及び福島県の避難指示区域等を含む自治体

(交付対象) 施設・設備の復旧費用 (補助率) 3/4(国1/2、県1/4)

(問合せ先) 岩手県 商工労働観光部 経営支援課

宮城県 経済商工観光部 企業復興支援室

福島県 商工労働部 経営金融課

## 市町村の事例等

## 活用した事業手法、関連する事業手法の概要

避難築山を備えた震災メモリアル公園を整備(宮城県岩沼市)

### 都市公園事業(防災公園・津波防災緑地)【国土交通省】

(概要) 被災地の復興において津波災害に強い地域づくりを推進するため、津波被害を軽減する機能を有する都市公園(津波防災緑地)の整備等について支援

(事業主体・支援対象) 県、市町村

(要件)【面積】原則として、2ha以上の公園であること

【総事業費】総事業費が、1箇所当たり2.5億円以上の事業(県事業は5億円以上)であること

(支援措置) 復興交付金 (交付対象) 用地取得、施設整備

(交付率) 用地取得2/3、施設整備3/4 ※特別交付税措置により事業主体の負担無し

(問合せ先) 事業について:国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 復興交付金について:復興庁 交付金班

避難築山を備えた震災メモリアル公園を整備(宮城県岩沼市)  
地域コミュニティの再生のための広場の整備(岩手県大船渡市)

### 復興交付金効果促進事業【復興庁】

(概要) 基幹事業と一体となって、効果を増大させるために必要な事業等を支援

(事業主体) 県、市町村

(要件) 地域の復興に資する度合い、移転元地の利用見込み、持続可能性、費用との兼ね合い等、適切な計画であること

(支援措置) 交付率 4/5 ※一部事業主体負担あり、特別交付税措置あり

(交付対象) 広場等の整備(大船渡市の紹介事例の場合)

(問合せ先) 復興庁 交付金班

(参考)  
その他、都市公園の整備に当たって活用できる事業手法

### 都市公園事業【国土交通省】

(概要) 安全で快適な緑豊かな都市環境の形成を推進し、豊かな国民生活の実現を図るため、都市公園の整備等について支援

(事業主体・支援対象) 県、市町村

(要件)【面積】原則として、2ha以上の公園であること

【総事業費】総事業費が、1箇所当たり2.5億円以上の事業(県事業は5億円以上)であること

【整備水準】市区町村事業においては、原則として、以下の i) または ii) の要件を満たすこと

i) 当該市町村の区域内における公園緑地の合計面積が、都市計画区域内住民一人当たり10㎡未満

ii) 当該市町村のDID区域内における公園緑地の合計面積が、DID区域内住民一人当たり5㎡未満

(支援措置) 社会資本整備総合交付金等 (交付対象) 用地取得、施設整備

(交付率) 用地取得1/3、施設整備1/2

(問合せ先) 国土交通省 都市局 公園緑地・景観課

## 市町村の事例等

生産性の高い大区画ほ場の整備、土地集約(宮城県亘理町)

(参考)  
その他、生産・加工のためのハウス等の整備に活用できる事業手法

## 活用した事業手法、関連する事業手法の概要

農山漁村地域復興基盤総合整備事業(うち農地整備事業、復興基盤総合整備事業)【農林水産省】  
(概要) 農山村地域の復興を図るため、生産効率を高める農地の大区画化等の基盤整備を支援  
(事業主体・支援対象) 県、市町村  
(要件) 農業振興地域の農用区域内にあること、受益面積が20ha以上であること 等  
(支援措置) 復興交付金  
(交付対象) 区画整理、暗渠排水、客土 等  
(交付率) 3/4等  
※実施地域により、交付率が異なる場合がある  
※特別交付税措置により事業主体の負担無し  
(問合せ先) 事業について: 農林水産省 農村振興局 地域整備課  
復興交付金について: 復興庁 交付金班

被災地域農業復興総合支援事業【農林水産省】  
(概要) 市町村が農業・加工用施設の整備等を行い、被災農業者等へ貸与することにより農業復興を支援  
(事業主体・支援対象) 市町村  
(要件) 被災農業者等への貸与を目的とした施設の整備であること  
(支援措置) 復興交付金  
(交付対象) 生産・加工・流通・販売に必要なハウス、育苗施設、乾燥調製貯蔵施設、処理加工施設、集出荷施設 等  
(交付率) 3/4 ※特別交付税措置により事業主体の負担無し  
(問合せ先) 事業について: 農林水産省 経営局 就農・女性課  
復興交付金について: 復興庁 交付金班



## 市町村の事例等

動物を活用した交流・いきがづくり事業用地として整備（宮城県岩沼市）

交換税制を活用し、移転元地を集約（岩手県陸前高田市・大船渡市）

（参考）  
全国の空き地対策の事例

## 活用した事業手法、関連する事業手法の概要

### 地方創生加速化交付金【内閣府】

（概要）一億層活躍社会の実現に向けた緊急対応として、「希望を生み出す強い経済」、「子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新・三本の矢」の取組に貢献

（事業主体） 県、市町村

（要件）原則として、事業分野のいずれかに該当し、事業体制を整え、先駆性を有する事業であること

【事業分野】各地方公共団体の総合戦略に位置づけられた事業であって、「しごと創生」、「地方への人の流れ」、「働き方改革」、「まちづくり」に関わる事業

【事業体制】・事業の企画や実施にあたり地域における関係者との連携

・KPIが原則として成果目標（アウトカム）で設定され、その検証と事業の見直しのための仕組み（PDCA）が、外部有識者や議会の関与等があること

【先駆性】地方創生に関する従来からの事業の成果を踏まえつつ、事業内容、実施体制、事業の手法に新規性のある取組みであること

（支援措置） 交付率 10/10

（交付対象）ソフト事業並びにこれに密接に関連するハード事業（施設整備事業等）

（問合せ先）内閣府地方創生推進室 地方創生加速化交付金担当

※地方創生加速化交付金の募集は終了しています。

### 防災集団移転促進事業の移転元地を利活用するために土地の交換を行った場合の所有権移転登記の免税措置

（概要）平成33年3月31日までの期間に、移転元地を利用して復興整備事業を行うため、事業区域内の民有地と区域外の公有地の交換を行った場合に、民有地所有者に課税される所有権移転登記に対する登録免許税を免税

（要件）○被災市町村は、東日本大震災復興特別区域法46条1項に規定する復興整備計画を作成

・同法46条2項4号の復興整備事業として、移転促進区域内の土地（移転元地）を利用する事業を記載

○被災市町村は、復興整備事業の実施区域を同法64条1項に規定する届出対象区域に指定

（問合せ先）復興庁インフラ構築班

※不動産取得税（県税）の減免も被災3県であわせて県条例で措置

### 空き地等の新たな活用に関する検討会【国土交通省】

（概要）空き地等が抱える課題に関する適正な管理・活用方策の今後の方向性、経済成長を支え各地域で地域住民の生活の質の向上に資する豊かな土地利用を実現させる観点からの空き地等の創造的活用に関する具体的施策について、有識者により検討。

全国の空き地対策に関する資料も公開している。

<http://tochi.mlit.go.jp/kentou-bunseki/akichi-kentoukai>

（問合せ先）国土交通省 土地・建設産業局 企画課

## 市町村の事例等

(参考)  
漁業従事者のための、養殖資材置場や網干場等の整備

(参考)  
その他、水産業共同利用施設の整備に活用できる事業手法

## 活用した事業手法、関連する事業手法の概要

### 漁業集落防災機能強化事業【農林水産省】

(概要) 災害に強い漁業地域づくりを推進するため、地盤嵩上げ、移転跡地における水産関係用地の整備等を支援

(事業主体・支援対象) 市町村

(要件) 300人以上5,000人以下の漁業集落等

(支援措置) 復興交付金

(交付対象) 漁業集落の地盤嵩上げ、切盛土等

(交付率) 3/4 ※特別交付税により事業主体の負担なし

(問合せ先) 事業について: 水産庁 防災漁村課

復興交付金について: 復興庁 交付金班

### 水産業共同利用施設復興整備事業【農林水産省】

(概要) 水産業の復興を図るため、被災した市町村が所有する水産荷さばき施設、種苗生産放流施設、オイルフェンス等保管施設等の整備、被災した市町村が策定する復興計画等に基づく水産加工流通施設の整備に対して支援

(事業主体・支援対象) 市町村、民間団体

(要件) 被災した市町村が所有する水産業共同利用施設であること等(共同利用施設)、被災した種苗生産施設であること等(放流用種苗生産施設)、被災した漁港の利用状況回復に資すること等(漁港施設)、事業開始後5年後までに、加工・販売する商品の原材料となる国産水産物について、被災地等から仕入れ金額の50%以上を安定的に調達すること等(水産加工流通施設)

(支援措置) 復興交付金

(交付対象) 水産業共同利用施設、漁港施設、放流用種苗生産施設、水産加工流通施設の整備等

(交付率) 3/4(支援対象が民間団体の場合 国:11/16、市町村:3/16、民間団体:2/16)

※特別交付税により、市町村の負担なし

(問合せ先) 事業について: 水産庁防災漁村課、水産庁栽培養殖課、水産庁加工流通課

復興交付金について: 復興庁 交付金班

所有権移転登記の際の登録免許税の免税措置 震災特例法第40条の5

- ・移転元地と民有地がモザイク状に存在する元地エリアにおいて事業を行う場合には、移転元地の有効活用と土地の管理コストの削減の観点から、事業区域内の民有地と区域外の移転元地等の公有地との交換により必要な用地を確保することが有効です。
- ・この場合、民有地所有者に課税される所有権移転登記に関する登録免許税（国税）と不動産取得税（県税）の免税措置が活用できます。
- ・例えば、事業用地の整形化のため、相対もしくは少数筆で飛び地と交換する場合などに本制度の活用が有効です（追加的な用地買収が不要）。

■特例適用までの流れ

①復興整備計画の策定及び届出対象区域の指定

- 被災市町村は、復興整備計画<sup>※1</sup>を作成し、移転促進区域内の土地（移転元地）を利用する復興整備事業を記載
- 被災市町村は、復興整備事業の実施区域<sup>※2</sup>を届出対象区域に指定  
※1 東日本大震災復興特別区域法46条1項に規定  
 ※2 同法64条1項に規定

②土地の交換の実施

- 復興整備事業の用に供するため、民有地を公有地との交換で取得

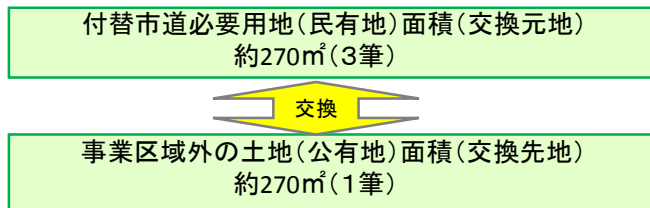
③税制特例の適用

- 市町村が発行する交換の証明書を法務局に提出することで、民有地の所有者の所有権移転登記に対する登録免許税を免税
- ※不動産取得税（県税）の免税も被災3県であわせて条例で措置されています。

活用事例（岩手県陸前高田市・大船渡市）

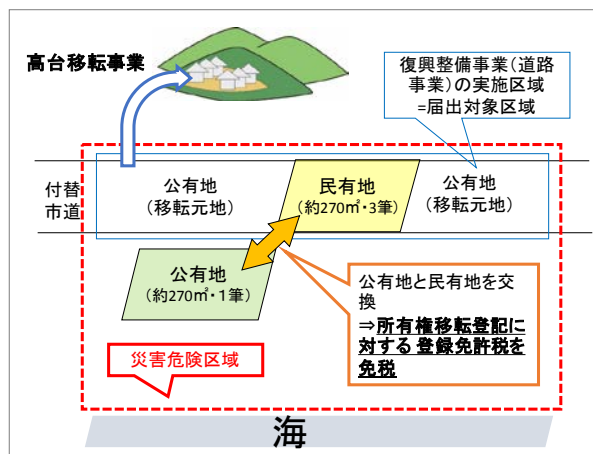
【陸前高田市】

- ・付替が必要となる市道の必要な道路事業用地（民有地）と事業区域外の土地（公有地）を交換



【大船渡市】

- ・整地等を行う水産用地整備の必要用地（民有地）と事業区域外の土地（公有地）の交換



陸前高田市の事例（イメージ図）

～移転元地のご相談窓口～

復興庁 インフラ構築班 移転元地担当 03-6328-0233